

平成24年第2回定例会
健康福祉病院常任委員会

説明資料

【議案補充説明資料】

◇ 議案なし

【所管事項説明資料】

	頁数
◇ 指定管理者による県立志摩病院の運営状況について	1

平成24年10月5日
病院事業庁

指定管理者による県立志摩病院の運営状況について

本年4月1日の志摩病院への指定管理者制度導入に伴う、指定管理者（公益社団法人 地域医療振興協会）による病院運営への移行は、特に支障なく円滑に行うことができ、順調に運営を開始しました。

診療体制については、移行直前の診療機能を維持しつつ、新たに「救急・総合診療科」を設置するなど救急体制の充実や幅広い疾患への対応を図りながら、入院・外来とも段階的に回復を進めているところです。

1 職員の配置状況

(1) 常勤医師

移行直前の21人（うち1人は指定管理者からの前倒し配置）から3人増員し、24人体制でスタートしました。現在（9月末時点）は、小児科への常勤医師の配置（後述）により25人体制となっています。

(2) 医療技術職員、看護職員等

（単位：人）

	H24.3.31	H24.4.1	H24.9.1
医療技術職員	36	32 (7)	35
看護職員	155	130 (117)	130
事務職員等	21	23 (0)	25

※ () は、県から指定管理者に身分を移行した職員
ただし、平成24年4月1日時点で産休・育休中の職員を除く。

2 移行後の診療体制の回復

指定管理者においては、移行後、次のとおり診療体制の回復が図られています。

(1) 病棟の一部再開

一般病棟については、これまで医師不足のため5棟のうち2棟を閉鎖してきましたが、運営が軌道に乗ってきたことから、このうち1棟を7月1日から再開し、運用病床数は117床から132床に15床増加しています。

(2) 小児科への常勤医師の配置

小児科については、これまで非常勤医師による週4日の外来診療体制となっていましたが、8月1日から常勤医師を配置することにより、すべての平日で外来診療を行っています。

3 診療及び経営の状況

移行後5ヶ月間の診療及び経営の状況は、次のとおりです。

患者の皆さん的安全を確保しつつ運営形態の円滑な移行を図るため、移行後しばらくの間、受入を抑制したことによる影響がありましたが、その後は概ね順調に推移しています。

(1) 入院診療

年度当初は受入抑制の影響から一般病棟の1日平均患者数は前年度を下回っていましたが、病棟（1棟）の再開等により徐々に回復しています。

なお、平均在院日数の短縮により、実患者数※は前年度より増加しています。

※ 実患者数 = (1日平均患者数 × 日数) / 平均在院日数

H23：約177人／月 → H24：約213人／月

(2) 外来診療

主に一部診療科の医師の減により、前年度に比べて患者数が下回る形で推移しています。

(3) 医業収益

入院収益については、平均在院日数の短縮に伴う診療単価の増により、前年度に比べ大幅に増加しています。

外来収益については、患者数の減少により、前年度を下回っています。

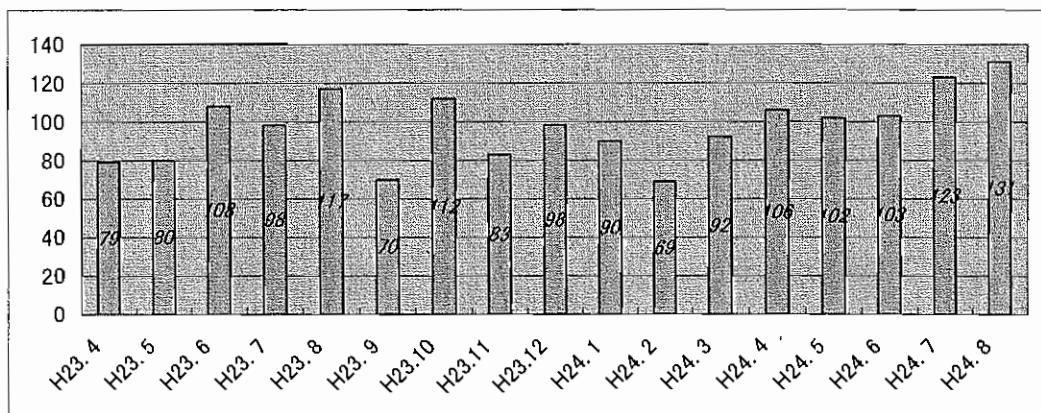
		H23		H24(～8月)	
1日平均患者数 (人)	入院	一般	111.8	104.7	
		精神	91.8	94.2	
	外来	一般	266.5	227.4	
		精神	36.9	37.1	
1月平均救急車搬送患者数※(人)		91.3	113.0		
平均在院日数(日)		一般	19.3	15.0	
		精神	285.4	285.5	
診療単価(円)	入院	一般	31,393	36,480	
		精神	12,705	13,467	
	外来	一般	11,838	12,313	
		精神	5,814	6,471	
医業収益(千円)	入院(月平均)	142,653	156,970		
	外来(月平均)	68,497	64,459		

※ 志摩広域消防組合による搬送患者数

(4) 救急診療

救急・総合診療科の設置及びそれに伴う内科系の救急受入体制の拡充により、救急車搬送件数は前年度に比べて増加傾向にあります。

志摩病院における救急車搬送件数の推移(志摩広域消防組合)



4 適正な病院運営確保のための取組

移行後は、以下のとおり指定管理者と情報共有・意見交換を行いながら協議・調整を進め、適正な病院運営の確保に努めています。

(1) 管理運営協議会

管理業務に関する具体的な事項を協議するため、病院事業庁と指定管理者の代表者等で構成する「志摩病院管理運営協議会」を4月に設置し、第1回会議を7月に開催しました。(11月に第2回を開催予定)

(2) 毎月の業務報告等

指定管理者から毎月提出される「業務報告書」の聴き取りを中心に、管理業務の実施状況の確認や情報共有・意見交換を行うとともに、随時、具体的な事項についての協議・調整を行っています。

(3) 住民の皆さんとの意見交換会

住民の皆さんとの意見等を今後の管理業務に反映させるため、病院事業庁主催の意見交換会を年度内に開催する予定です。

(4) 関係機関との調整

今後の診療体制の回復に向けて、指定管理者が中心となって地元医師会など関係機関との調整を進めることとしていますが、病院事業庁としても、指定管理者と十分に協力・連携するとともに、必要に応じて指導・監督を行っていきます。